

## 三重県アルコール依存症専門医療機関・治療拠点機関選定要綱

### (趣旨)

第1条 三重県におけるアルコール依存症の医療提供体制を整備するため、アルコール依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）及びアルコール依存症治療拠点機関（以下「治療拠点機関」という。）の選定について、必要な事項を定める。

### (実施主体及び地域要件)

第2条 専門医療機関及び治療拠点機関の選定は、三重県知事がこれを行い、県内に所在地を有する保険医療機関について実施する。

### (申請手続き)

第3条 専門医療機関及び治療拠点機関に選定されることを希望する保険医療機関は、三重県知事に対し、申請書（様式1）及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。なお、提出部数は1部とする。

2 前項の申請書類は、三重県医療保健部健康づくり課において受付を行う。

### (選定の要件)

第4条 専門医療機関及び治療拠点機関の選定要件は、「三重県アルコール依存症専門医療機関及び治療拠点機関選定基準」によることとする。

### (審査)

第5条 三重県知事は、選定に係る申請書類の提出を受け、審査の結果、前条の条件を満たしている場合は、三重県アルコール健康障害対策推進部会の意見を聴いた上で、当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定する。

2 三重県知事は、申請書類に不備や不足等があった場合及び三重県アルコール健康障害対策推進部会において選定に係る疑義が生じた場合に、申請した保険医療機関に対し、補正を求めること及び追加書類の提出を求めることができる。

### (選定の通知)

第6条 三重県知事は、前条による審査を経て、当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関に選定した場合、速やかに選定通知書（様式2）により選定したことを通知する。

(公表)

第7条 三重県知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について、三重県のホームページに掲載することによって公表する。

(選定要件の確認)

第8条 三重県知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関が、第4条の選定の要件を満たしているかについて、適宜、確認を行うこととする。

(選定の解除)

第9条 第4条の選定要件を満たさなくなった保険医療機関は、三重県知事に対して、速やかに辞退届(様式3)を提出しなければならない。

2 三重県知事は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに解除通知書(様式4)を交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない保険医療機関に関し、前条に基づく確認により、第4条の選定の要件を満たしていないことが判明した場合は、三重県知事は職権によって選定の解除を行うことができるものとする。なお、この場合、職権で選定の解除を行った旨を解除通知書(様式4)に記載のうえ、当該保険医療機関に交付する。

4 三重県知事は、前条の選定要件の確認を行う場合、必要に応じて、三重県アルコール健康障害対策推進部会の意見を聴くことができるものとする。

5 三重県知事は、同項第2項又は第3項による選定の解除を行った場合、三重県アルコール健康障害対策推進部会に報告しなければならない。

(附則)

本要綱は、平成30年9月1日から適用する。